

令和8年第4回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和8年4月24日（金） 16時30分開会  
17時20分閉会
  2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室
  3. 出席者 教育長 金崎良一  
委 員 廣田敬子  
委 員 山本淳
  4. 会議に出席した職員  
教育次長 荒木 隆  
学校教育課理事 大島尚之  
教育総務課長 久原和彦  
生涯学習課長 峰 修子  
教育総務課主事 田川颯真
  5. 会議日程  
開会  
日程第1 会議録の承認について  
日程第2 報告  
日程第3 議事
- 議案第21号 長与町立学校に在籍する不登校児童生徒の学校外における学習状況に対する「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドラインについて
- 議案第22号 長与町食物アレルギー対応ガイドラインの改訂について
- 議案第23号 令和8年度会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて
- 議案第24号 令和8年度会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて
- 議案第25号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- 議案第26号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
- 議案第27号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

議案第28号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

議案第29号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

議案第30号 長与町民文化ホール運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

## 6. その他

### 閉会

#### ○荒木教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和8年第4回定例教育委員会を開会いたします。

初めに、金崎教育長より御挨拶をお願いいたします。

#### ○金崎教育長

(教育長挨拶)

#### ○荒木教育次長

次に、3月24日に開催いたしました教育委員会の会議録につきまして、御承認をお願いいたします。

御承認頂けますでしょうか。

ありがとうございました。

令和8年第3回定例教育委員会会議録につきましては承認されました。

次第4報告に入ります。

まず、教育行政、3月25日から本日までの報告でございます。

資料1ページをお願いいたします。

初めに、教育総務課です。

4月1日、進補・昇任された先生方、今年度、長与町内の学校に新規採用教職員として着任された先生方に辞令を交付いたしました。

4月22日、長崎縣市町村教育委員会連絡協議会理事会が佐世保市で開かれ、教育長、廣田委員にも御参加頂いております。

次に、学校教育課です。

4月8日に各学校の始業式を行い、4月10日には、入学式を執り行いました。

小学校282名、中学校347名、義務教育学校74名の新入生を迎えています。

これにより、小学校1,888名、中学校947名、そして、義務教育学校545名による新年度のスタートとなっております。

教職員の辞令交付式、入学式には、教育委員の皆様にご臨席を頂きました。ありがとうございました。

今年度開校した高田学園においては、始業式に合わせた開校式のほか、9日にさくら野校舎で入校舎式を、10日には進級式を行っております。

そのほか、交通安全教室など、各学校における行事についても掲載しておりますので、御参照ください。

最後に、生涯学習課です。

4月23日、子ども会育成会連絡協議会評議員会総会が開催されております。

令和7年度の活動報告や実績報告、令和8年度の事業計画について協議しております。

以上が教育行政報告でございます。

2点目の学校事故及び3点目の委任事項につきましては、報告すべき重要事項等はありません。

ここまでで、御質問等ございませんでしょうか。

それでは、次第5議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

#### ○金崎教育長

それでは議案第21号、長与町立学校に在籍する不登校児童生徒の学校外における学習状況に対する指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドラインについての提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

#### ○荒木教育次長

議案第21号、長与町立学校に在籍する不登校児童生徒の学校外における学習状況に対する指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドラインについて、提案理由を申し上げます。

資料は3ページからになります。

本ガイドラインは、令和2年4月に作成したところでございますが、長崎県教育委員会のガイドラインが、令和5年3月に更新されたことを受け、内容を

整理し、各校が校内資料として活用しやすいものになるよう、更新するものがございます。

詳細につきましては、理事より説明いたします。

#### ○大島理事

議案第21号におきまして、次長が申し上げたとおり、これまでも令和2年に作成した本町のガイドラインに則り、不登校児童生徒が社会的な自立を目指し、学校外の公的機関、本町で言えば、いぶきやフリースクール等の民間施設において相談指導を受けている場合は、その日数を出席と取り扱うことができる。

また、評価も可能であることを周知し、運用しています。

改訂された令和5年度のガイドラインにおいても、先日届いた文科省のこの件に関する依頼文においても、今回9ページに記載しておりますとおり、児童生徒が多様な場で体験を積むことで、社会的自立につなげる、児童生徒の学習を保障するという狙いは、これまでと変わっておりません。

今回の改定の大きな意図は、この不登校児童生徒の出席扱い、成績評価に関する制度のさらなる活用促進です。

そこで、長与町教育委員会でも、不登校の定義と支援の視点を8ページから9ページに明確に示すとともに、10ページから11ページで出席扱いの主要要件を12ページで、成績評価の主要要件をQ&A形式で示しました。

13ページには、指導要録上の出席扱いになるまでの流れをフォロー図に示しました。

改定したガイドラインを活用し、校内研修等で職員がこの制度への理解を深め、制度のさらなる活用を図ってまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○金崎教育長

それでは議案第21号についての質疑はございませんでしょうか。

非常に多いページですので、少しページを追います。

6ページ、7ページにつきまして質疑はございませんでしょうか。

続きまして、8ページ、9ページにつきまして、質疑はございませんか。

戻っても構いません。

続きまして、10ページ11ページにつきまして、質疑はございませんか。

廣田委員。

#### ○廣田委員

すみません。

少しお尋ねをします。

10ページ、Q1のところで、学校外の公的機関や民間施設等においてという表記があります。

学校外の公的機関というのは長与町の場合は、いぶきを指していると思いますが、いぶきは公的機関ですので、しっかり内容把握や児童生徒の変容を見てとれると思います。

民間施設というので長与の中にもフリースクールがありますが、そういうフリースクールとの情報交換、児童生徒の変容、それから出席扱いにする要件をきちんと満たしているのかどうかの判断はとても難しいと思うのですが、現在がどのような状況なのかを教えてくださいよろしいですか。

○金崎教育長  
大島理事。

○大島理事

本資料の13ページにありますが、現在、出席と認めている、公的機関以外、民間の施設については、3か所ございます。

その認定につきましては、13ページのまず申請について、保護者が求めた場合、(3)にあります。校長が、判断の裁量を持っておりますが、長与町教育委員会がアドバイザーとなって一緒にその施設を訪問し、出席扱いとなるかどうか判断をいたします。

そのチェックリストも別に用意をしているところです。

併せて、毎月必ず1回出席状況や学習の内容について報告を受けるようにしております。

以上です。

○金崎教育長  
廣田委員。

○廣田委員

ありがとうございました。

それぞれどれだけの児童生徒がいるのか人数をお尋ねしてもいいですか。

○金崎教育長  
大島理事。

○大島理事

その3校に合計8名の子どもが今年度通っております。

外部機関に通って出席扱いにしている児童生徒が8名、評価については2名の児童生徒がその機関の学習資料を頂いて、評価までつなげているという報告を受けております。

○金崎教育長  
廣田委員。

○廣田委員

何か問題が発生したときには、どうぞいろいろな意味でフリースクールも手を貸していただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○金崎教育長  
他にございませんか。

では、ページをめくりまして、12ページ、13ページ、そして、14ページは参考資料ですので、12から14までで質疑はございませんか。

では、承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第22号、長与町食物アレルギー対応ガイドラインの改訂についての提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第22号、長与町食物アレルギー対応ガイドラインの改訂について提案理由を申し上げます。

資料は15ページからになります。

本議案は、学校給食におけるアレルギー対応について、各調理場における対応の統一化を図るほか、ガイドラインの内容について必要な整理を行うものでございます。

詳細につきましては、理事より説明をいたします。

○金崎教育長  
大島理事。

○大島理事

第22号議案について、御説明いたします。

学校給食について、学校給食法第4条には、義務教育学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないと示されています。

本町では、19ページに、お示した国や県の基本的な考えに則り、これまで、児童生徒一人一人に安心安全な給食提供を第1に考え、食物アレルギーへの対応については、可能な限り除去食や代替品の提供に努めてまいりました。

しかし、この対応は、栄養教諭が在籍する学校のみ対応可能であり、現在、栄養教諭が在籍していない洗切小学校、長与北小学校では対応が難しい状況でございます。

また、慢性的な調理員の人材不足により、調理員一人一人にかかる作業量が増え、全ての児童生徒に安心安全な給食を提供することを考えると、対応が必要な児童生徒数の増加も相まって、栄養教諭が在籍している調理場でも、現在のアレルギー対応が難しくなっております。

そこで、今後も児童生徒一人一人に安心安全な給食の提供ができるように持続可能なアレルギー対応の基準を示すべく、今回、対応ガイドラインを改訂いたしました。

具体的には、栄養教諭の在籍の有無にかかわらず、食物アレルギー対応の基準を、本資料21ページから22ページのように統一しました。

大きな変更点は、22ページの手順4、対応レベルです。

栄養教諭在籍の調理場にあった除去食、代替品提供のアレルギー対応を、全ての調理場において除去対応のみを基準とし、御家庭に弁当または一部代替のおかずを持参する対応を依頼します。

対応の変更に伴い、22ページの下段の申請、23ページの月ごとのアレルギー対応までの流れを一本化しました。

この対応につきましては、6月1日から実施したいと考えています。

それまでに、アレルギー対応となっている児童生徒の保護者には、個別に確認の機会を設けます。

さらに6月1日以降の献立については、これまで以上にアレルギー対応を必要としないメニューづくりに努めてまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○金崎教育長

議案第22号について質疑はございませんか。

これもしばらく目を通していただいてよろしいでしょうか。

それでは、この議案につきましても、子どもの命に直結する重要な議案でございますので慎重を期すために、ページを追いながらいきたいと思います。

ページを戻ることも可能としたいと思います。

まず、18・19ページについて質問はございませんか。

では続いて進みます。

20ページ、21ページで質疑はございませんか。

では進めます。

今回、先ほど説明がありました、22ページ、23ページで質問はございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

これまで作っていた除去食をなくすということですか。

他の児童生徒と同じものの中から、自分が持っているアレルギーのものを同じ給食の中から、自分で除去する、または担任も一緒にそれを、取り除いてという箇所が変わるということですかね。

それともう1点は、弁当持参はこれまでなかったと思うのですが、弁当持参にした場合にどのような方法で保管をされるのでしょうか。

その2点をお聞かせください。

○金崎教育長

大島理事。

○大島理事

まず、廣田委員からお話があった本人の除去については、以前から、完全に取り除くことはできず危険であるということでやっております。

二つ目の除去食を作らないということについてですが、これまでは、例えば、かきたま汁であれば、卵を入れる前に、給食を取り出して対象の子用に1食を用意していました。

また、代替品については、卵焼きを出すところを唐揚げにするというように対応していましたが、実際、先ほど申し上げたとおり、慢性的な調理員の不足

もあり、全ての子どもたちに安心安全な対応をすると考えたときに、難しくな  
ってきているということで、これからは、卵焼きが出たときには、それに代わ  
るものをこれまで出してはいましたが、それが対応できないので、卵焼きは提  
供しません。

その代わりに、家庭からそれに代わる何か一品を持ってきてもらうというよう  
に取り組んでいきたいと考えています。

保管については、現在、夏場がとても心配になるところですが、基本的に教  
室でエアコンは1日中掛けるということになっております。

現在、お弁当を持参してくる子も間違いなくいますが、食中毒等は起こって  
おりませんので、教室の温度管理に気をつけながら、安全は徹底していきたい  
と考えています。

○金崎教育長  
廣田委員。

○廣田委員  
ありがとうございました。

丁寧な御説明でよく分かりました。

命に関わるとてもデリケートな問題ですので、調理員不足とか、こちらが手が  
回らないからということを出してしまうと不安になってしまうような保護  
者様もいらっしゃると思いますので、第1は、児童生徒の命で、そのために私  
たちはこのような良い方向に持っていきたいと思うといった、心の通った御説  
明等が校長先生にとっても必要だろうなと思いますので、その辺りの打合せを  
きちんと丁寧にやっていただけたらと思います。

以上です。

○金崎教育長  
他にございませんか。

それではページを移ります。

24ページ25ページで質疑はございませんか。

では続きまして26ページ27ページ。

続きまして、28ページ、29ページ。

では、30ページ31ページ。

32ページ以降は参考資料となりますので全体通して再度、質疑はございま  
せんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第23号、令和8年度会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第23号、令和8年度会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は37ページからになります。

令和8年度会計年度任用職員の採用につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月8日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

39ページに名簿を掲載しております。

追加で採用した職員は、心の教室相談員1名を長与中学校に配属、特別支援教育支援員3名は、医療的ケア児対応で長与小学校、高田学園にそれぞれ配属しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第23号について質疑はございませんか。

では承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第24号、令和8年度会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第24号、令和8年度会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は41ページからになります。

令和8年度会計年度任用職員の採用につきまして、先ほどの議案同様、令和8年4月15日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

43ページに名簿を掲載しております。

追加で採用した職員は、体育専科指導員1名で、高田学園に配属しております。

以上御審議のほどよろしく願います。

○金崎教育長

議案第24号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第25号、長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第25号、長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は45ページからになります。

長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

47ページを御覧ください。

今回の委嘱は、人事異動に伴うもので、委嘱したのは、8番の方、任期は前任者の残任期間の令和9年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしく願います。

○金崎教育長

議案第25号についての質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第26号、長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第26号、長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は49ページからになります。

長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

51ページを御覧ください。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので、11名のうち6名が引き続きの委嘱、7番以降の5名が新たに委嘱した方となります。

任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしく願います。

#### ○金崎教育長

では、議案第26号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第27号、長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

#### ○荒木教育次長

議案第27号、長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は53ページからになります。

長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

55ページを御覧ください。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので、10名のうち5名が引き続きの委嘱、6番以降の5名が新たに委嘱した方となります。

任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしく願います。

○金崎教育長

議案第27号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第28号、21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第28号、21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は57ページからになります。

21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

59ページを御覧ください。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので、5名のうち4名が引き続きの委嘱、3番が新たに委嘱した方となります。

任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第28号についての質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第29号、長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第29号、長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は61ページからになります。

長与町文化振興審議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分いたし

ましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

63ページを御覧ください。

今回の委嘱は任期満了に伴うもので、6名のうち1名が引き続きの委嘱、2番以降の5名が新たに委嘱した方となります。

任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第29号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第30号、長与町民文化ホール運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長

○荒木教育次長

議案第30号、長与町民文化ホール運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は65ページからになります。

長与町民文化ホール運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

67ページを御覧ください。

今回の委嘱は前任者の退任に伴うもので、委嘱したのは、8番の方、任期は前任者の残任期間の令和9年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第30号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

これで本日の議事は全て終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○荒木教育次長

続きますして次第6、その他の議事でございます。

こちらで事前に準備しているものは特段ございませんが、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。

特にないようでございますので、これもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。